

ID: 133

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市営農村生活環境基盤整備事業等に要する経費の賦課徴収に関する条例 第2条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第114号		
【根拠条文】 (経費の負担) 第2条 市は、事業に要する経費に充てるため、当該事業の受益者から分担金を賦課徴収する。 2 前項の分担金は、当該事業に要する経費の総額から国又は県から交付を受ける補助金の額を差し引いた額に次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の範囲内において市長が定める。 (1) 農業集落道整備事業 20分の1 (2) 営農飲雑用水施設整備事業 10分の6 (3) 集落防災安全施設整備事業 20分の1 (4) 集会施設整備事業 10分の9 (5) その他特認事業 10分の6 3 分担金の納期は、市長が定める 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日